国保ものしりガイド

Q 会社を退職した後の健康保険はどうなるのですか？

A 　退職後はその職場の健康保険の資格は失われ、国保に加入することになりますが、長年勤めた会社を退職し、年金を受ける権利が発生した人は、退職者医療制度で受診することになります。

退職者医療制度

　会社などを退職し年金を受けられる人は、老人保健の適用を受けるまでの間「退職者医療制度」で医療を受けることになります。

対象となる人

○国保の加入者で、老人保健の適用を受けていない人
○厚生年金や各種共済組合などの年金を受けられる人で、その加入期間が20年以上、もしくは40歳以降10年以上ある人

被扶養者となる人

○退職被保険者と生活をともにし、主に退職被保険者の収入によって生計を維持している人
○退職被保険者の直系尊属、配偶者（内縁でもよい）と３親等内の親族、または配偶者の父母と子
○国保の加入者で、老人保健の適用を受けていない人
○年間の収入が一定額未満の人

資格が発生したら

　年金の受給資格が発生した当日から退職者医療制度が適用されます。年金証書を受け取ったら14日以内に届け出て、「国民健康保険退職被保険者証」を交付してもらいましょう。

申請に必要なものは・・・

＜年金証書、印かん、保険証＞

お医者さんにかかるとき

　医療機関の窓口で「国民健康保険退職被保険者証」を提示してください。なお、窓口で支払う一部負担金は次のとおりです。

	外　来	入　院
退職被保険者本人	２　割	２　割
扶　養　家　族	３　割	２　割

◆特例療養費

　退職者医療制度に該当しているのに年金証書が届かないため、やむをえず一般被保険者証で診療を受けた場合は、年金証書が届いて退職者医療制度の手続きをすませたあとに、世帯主の申請により差額分（本人１割、扶養家族は入院のみ１割）が払い戻されます。

Q&A 国民年金

国民年金は老後生活の糧

Q　出生率の著しい低下やバブル崩壊以降の日本経済の低迷、雇用不安などで将来国民年金や厚生年金はどうなるのか不安なのですが。

A　ご安心ください。

　国民年金や厚生年金は、国が責任をもって実施している制度です。日本の国や国民が健全である限り、国民年金が破綻し、受給できなくなるということはあり得ません。現在の景気は確かに悪いのですが、この状況が数十年にもわたって永続することは考えられません。将来に対する一方的な悲観やいたずらな年金不安・年金不信は無用です。年金制度が守られるように、国は法律に基づき必要な改革を行って、制度の安定的運営を約束しています。

　わが国の国民年金や厚生年金などの公的年金の１年間の受給者は延べ３千４百万人、受給額は33兆円にも達しており、高齢者の所得の中で公的年金の占める比率は約６割であり、また公的年金だけが収入の全てである世帯は、全高齢者世帯の半数を占めています。実はわが国の年金は世界的に見ても引け目のない水準に達しているのです。年金は高齢者にとって命の綱であり、空気や水と同じように生活に欠かせないものとなっています。

　また、現役世代にとっても、公的年金の積立金は住宅や病院、体育館、保育所などの整備に当てられているほか、住宅資金や教育資金の貸し付けにも使われているのです。

　今日、公的年金は高齢者の生活に欠くことができないものとなっているだけでなく、消費を通じて33兆円もの膨大な給付金が日本の経済発展にも寄与しています。

　このように、重要な役割を果たしてきた公的年金制度は、今後とも守り育てていく努力が払われなければなりません。

　国民年金についてのお問い合わせは、市民生活課　国民年金担当か社会保険事務所の窓口へ